

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
23年第19号	23.12.5	<p>登記の事務・権限等の地方への移譲反対についての請願</p> <p><b>【請願の要旨】</b></p> <p>昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。</p> <p>私どもは、「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という同大綱に定める国の出先機関改革の理念については反対するものではない。</p> <p>しかし、「法務局が行う事務・権限を地方に移管すること」については、私ども土地家屋調査士の業務は法務局等が行う事務と密接に関係することからその理念の実現を目指すことと反するものであることを知る者として懸念を抱き、請願する。</p> <p>地方自治法第99条の規定による「法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管することについて反対する」意見書を国会並びに関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官あて）に提出されますよう、お願いします。</p> <p><b>【請願理由】</b></p> <p>1 法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公立性の高い機能を有している。</p> <p>また、国民の権利擁護に係るものであり、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要がある。筆界の判断において、土地の所有者等権利者の認識とは異なる場合であっても、国が示すゆえに受け入れ</p>	<p>茨城土地家屋調査士政治連盟 会長 小室 孝義 外1名</p>	<p>海 野 透 葉 梨 衛 西 條 昌 良 桜 井 富 夫 細 谷 典 幸 白 田 信 夫 井 手 義 弘</p>	総務企画	採択

		<p>られるものであり、それは法第 14 条地図整備事業の限りなくゼロに近い筆界未定率からも明らかである。</p> <p>よって、国の機関である法務局等が全国的に統一した基準により直接実施しなければならないことを申し述べる。</p> <p>2 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められている。地方に移管された場合、地方自治体及びその職員の能力について著しい負担が生じるとともに、その地域の財政状況の格差その他の事情によって能力の格差が生じることも懸念される。</p> <p>登記は不動産取引等、経済活動に密接に関係するものであり、安全安心に、さらに迅速円滑に処理され続けなければならない。</p> <p>したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、長期的な視点を持って、国が一元的・体系的に行うべきであることを申し述べる。</p>				
--	--	--	--	--	--	--